

特許協力条約に基づく国際出願
願書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

受理官庁記入欄

国際出願番号

国際出願日

(受付印)

出願人又は代理人の書類記号
(希望する場合、最大 1 2 字)

第 I 欄 発明の名称

第 II 欄 出願人

☐ この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名（名称）及びあて名：(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)

電話番号：

ファクシミリ番号：

出願人登録番号：

☐ 電子メールの使用の承認：受理官庁、国際調査機関、国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を事前に送信することを承認するときは、レ印を付す。（第 II 欄、第 III 欄の備考を参照）

電子メールアドレス：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：☐ すべての指定国☐ 米国を除くすべての指定国☐ 米国のみ☐ 追記欄に記載した指定国

第 III 欄 その他の出願人又は発明者

☐ その他の出願人又は発明者が続業に記載されている。

第 IV 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する：☐ 代理人☐ 共通の代表者

氏名（名称）及びあて名：(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

☐ 電子メールの使用の承認：受理官庁、国際調査機関、国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を事前に送信することを承認するときは、レ印を付す。（第 II 欄、第 III 欄の備考を参照）

電子メールアドレス：

☐ 通知のためのあて名：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

様式 PCT/RO/101（第 1 用紙）（2009 年 7 月版）

願書の備考参照

第 III 欄 その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：

☐ 出願人のみである。

☐ 出願人及び発明者である。

☐ 発明者のみである。
（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：

☐

すべての指定国

☐

米国を除くすべての指定国

☐

米国のみ

☐

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：

☐ 出願人のみである。

☐ 出願人及び発明者である。

☐ 発明者のみである。
（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：

☐

すべての指定国

☐

米国を除くすべての指定国

☐

米国のみ

☐

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：

☐ 出願人のみである。

☐ 出願人及び発明者である。

☐ 発明者のみである。
（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：

☐

すべての指定国

☐

米国を除くすべての指定国

☐

米国のみ

☐

追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は次に該当する：

☐ 出願人のみである。

☐ 出願人及び発明者である。

☐ 発明者のみである。
（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：

☐

すべての指定国

☐

米国を除くすべての指定国

☐

米国のみ

☐

追記欄に記載した指定国

☐ その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

追記欄 この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. すべての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第 VIII 欄（i）から（v）までを除く）。

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、

（i）出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第III欄の続き」と表示し、第III欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

（ii）第II欄又は第III欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許）を記載する。

（iii）第II欄又は第III欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、すべての指定国のための又は米国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合は、ARIPO特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・OAPI特許）を記載する。

（iv）第IV欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第IV欄の続き」と表示し、第IV欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

（v）第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が5件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2. 国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は2文字の国コードを記載し、かつ、「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則4.11（a）（i）及び49の2.1（a）又は（b））。

3. 国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「US」と記載し、かつ、「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則4.11（a）（ii）及び49の2.1（d））。

第Ⅴ欄 国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則 4. 9 (a) に基づき、国際出願日に拘束されるすべての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。
しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- ☐ DE ドイツについては**指定をしない**
☐ JP 日本については**指定をしない**
☐ KR 韓国については**指定をしない**
☐ RU ロシアについては**指定をしない**

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するとき使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第Ⅵ欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。)

第Ⅵ欄 優先権主張

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日. 月. 年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

☐ 他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

認証謄本の送付：上記の先の出願（ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る）のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁（日本国特許庁の長官）に対して請求する。

☐ すべて ☐ 優先権(1) ☐ 優先権(2) ☐ 優先権(3) ☐ 優先権(4) ☐ その他は追記欄参照

優先権の回復：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目（_____）について優先権の回復を受理官庁に対して請求する。（優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第Ⅵ欄の備考を参照）

引用による補充：条約第 11 条（1）(iii)（d）若しくは（e）に規定する国際出願の要素の全部、又は規則 20. 5（a）に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 11 条（1）(iii)に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 20. 6 に基づく確認の手續を条件として、その要素又は部分を規則 20. 6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

第Ⅶ欄 国際調査機関

国際調査機関（ISA）の選択（2 以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）
ISA／

第 VII 欄の続き 先の調査の結果の利用、当該調査の照会			
☐	第 VII 欄において選択した国際調査機関に対し以下の先の調査の結果を考慮することを請求する（第 VII 欄「3 以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照）。		
出願日（日、月、年）	出願番号	国名（又は広域官庁名）	
☐	陳述（規則 4. 1 2 (ii)）： この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。		
☐	文書の入手可能性： 以下の書面については、国際調査機関が認める形式及び方法で入手可能であるため、出願人が国際調査機関に提出することを要求されない（規則 1 2 の 2. 1 (f)）。 ☐ 先の調査の結果の写し＊ ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文 ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文 ☐ 先の調査の結果に列記された文献の写し（可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。）		
☐	先の調査の結果及びその他書類の送付（先の調査は、第 VII 欄で選択した国際調査機関により行われなかったが、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合）： 受理官庁に対し、以下にレ印を付した書類を作成し国際調査機関へ送付することを請求する（規則 1 2 の 2. 1 (c)）。 ☐ 先の調査の結果の写し＊ ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し ☐ 先の調査結果に列記された文献の写し		
＊ 国際調査機関が先の調査の結果の写しを入手することが不可能であつて、かつ、受理官庁が先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付することができない場合には、出願人は先の調査の結果の写しを受理官庁に提出する（規則 1 2 の 2. 1 (a)）（照合欄 1 1. 及び第 VII 欄の備考を参照）。			
出願日（日、月、年）	出願番号	国名（又は広域官庁名）	
☐	陳述（規則 4. 1 2 (ii)）： この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。		
☐	文書の入手可能性： 以下の書面については、国際調査機関が認める形式及び方法で入手可能であるため、出願人が国際調査機関に提出することを要求されない（規則 1 2 の 2. 1 (f)）。 ☐ 先の調査の結果の写し＊ ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文 ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文 ☐ 先の調査の結果に列記された文献の写し（可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。）		
☐	先の調査の結果及びその他書類の送付（先の調査は、第 VII 欄で選択した国際調査機関により行われなかったが、受理官庁として行動する官庁と同一の官庁により行われた場合）： 受理官庁に対し、以下にレ印を付した書類を作成し国際調査機関へ送付することを請求する（規則 1 2 の 2. 1 (c)）。 ☐ 先の調査の結果の写し＊ ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し ☐ 先の調査結果に列記された文献の写し		
＊ 国際調査機関が先の調査の結果の写しを入手することが不可能であつて、かつ、受理官庁が先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付することができない場合には、出願人は先の調査の結果の写しを受理官庁に提出する（規則 1 2 の 2. 1 (a)）（照合欄 1 1. 及び第 VII 欄の備考を参照）。			
☐ その他の先の調査が続業に記載されている。			
第 VIII 欄 申立て			
この国際出願は以下の 申立て を含む。（下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載）			
☐	第 VIII 欄(i) 発明者の特定に関する申立て	:	申立て数 _____
☐	第 VIII 欄(ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:	_____
☐	第 VIII 欄(iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:	_____
☐	第 VIII 欄(iv) 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）	:	_____
☐	第 VIII 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	:	_____

第 VIII 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i)及び 51 の 2.1(a)(i)）



この申立ての続葉として「第 VIII 欄(i)の続き」がある

第 VIII 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii)）



この申立ての続葉として「第VIII欄(ii)の続き」がある

第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii)及び 51 の 2.1(a)(iii)）



この申立ての続葉として「第VIII欄(iii)の続き」がある

第 VIII 欄 (iv) 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）

申立ては実施細則第 214 号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)及び 51 の 2.1(a)(iv)) (米国を指定国とする場合)

私は、特許請求の範囲に記載され、かつ、特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先、かつ、唯一の発明者である（発明者が 1 名しか記載されていない場合）か、あるいは共同発明者である（複数の発明者が記載されている場合）と信じていることを、ここに申し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである（出願時に申立てを提出する場合）。

本申立ては、国際出願 PCT/_____を対象としたものである（規則 26 の 3 に従って申立てを提出する場合）。

私は、自分の住所、郵便のあて名及び国籍を氏名に続いて記載していることをここに申し立てる。

私は、特許請求の範囲を含め、上記国際出願を検討し、かつ、内容を理解していることを、ここに表明する。私は、PCT 規則 4.10 の規定に従い、上記出願の願書において主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」という見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、出願月、出願年を記載することで、米国以外の少なくとも一国を指定している PCT 国際出願を含め、優先権の主張に係る基礎出願の出願日よりも前の出願日を有する、米国以外の国で出願された特許又は発明証の出願をすべて特定している。

先の出願：_____

私は、連邦規則法典第 37 編規則 1.56 (37 C.F.R. § 1.56) に定義された特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、ここに承認する。さらに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部継続出願の PCT 国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報について開示義務があることを承認する。

私は、表明された私自身の知識に基づく陳述が真実であり、かつ、情報と信念に関する陳述が真実であると信じていることをここに申し立てる。さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第 18 編第 1001 条に基づき、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願又はそれに対して与えられるいかなる特許についても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、ここに申し立てる。

氏名：_____

住所：_____
(都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名)

郵便のあて名：_____

国籍：_____

発明者の署名：_____ 日付：_____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)

氏名：_____

住所：_____
(都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名)

郵便のあて名：_____

国籍：_____

発明者の署名：_____ 日付：_____
(署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。)



この申立ての続葉として「第VIII欄(iv)の続き」がある

第 VIII 欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 VIII 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 VIII 欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v)）



この申立ての続葉として「第 VIII 欄(v)の続き」がある

第 VIII 欄(i)～(v)の続き 申立て

第VIII欄(i)～(v)の紙面が不足する場合（同欄(iv)において3人以上の発明者を記載する場合を含む）、「第VIII欄... (i)～(v)の番号を記載)の続き」とした上、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

第ⅠX欄 照合欄 書面による出願用—この用紙は、**書面**により国際出願をする場合にのみ使用する

この国際出願は 次のものを含む 。	用紙の枚数	この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。	数
(a) 願書様式PCT/RO/101(申立て及び追記用紙を含む)： ... 枚		1. ☐ 手数料計算用紙	: _____
(b) 明細書（明細書のうち配列表を記載した部分を除く。 下記(f)を参照）： ... 枚		☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面	: _____
(c) 請求の範囲： ... 枚		☐ 国際事務局の口座への振込を証明する書面	: _____
(d) 要約書： ... 枚		2. ☐ 個別の委任状の原本	: _____
(e) （提出する場合には）図面： ... 枚		3. ☐ 包括委任状の原本	: _____
(f) （提出する場合には）明細書のうち配列表を記載した部分： ... 枚		4. ☐ 包括委任状の写し（包括委任状番号）	: _____
		5. ☐ 記名押印（署名）の欠落についての説明書	: _____
		6. ☐ 優先権書類（上記第Ⅵ欄の（ ）の番号を記載する）：	: _____
		7. ☐ 国際出願の翻訳文（翻訳に使用した言語名を記載する）：_____	: _____
		8. ☐ 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面	: _____
用紙の合計： _____ 枚		9. ☐ 規則13の3に基づいて 国際調査のためにのみ提出された 、国際出願を構成しない配列表を記録した磁気ディスク（附属書C／S.T. 25テキストファイル） （磁気ディスクの種類及び数を記載する）：_____	: _____
		10. ☐ 規則13の3に基づき提出された、磁気ディスクに記録された配列表が書面により提出された国際出願に含まれる配列表と同一である旨の陳述書	: _____
		11. ☐ 先の調査の結果の写し（規則12の2. 1（a））	: _____
		12. ☐ その他（書類名を具体的に記載）	: _____
要約書とともに提示する 図面 ：		本国際出願の 言語 ：	

第Ⅹ欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名（名称）を記載し、その次に押印する。

--

受理官庁記入欄

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日	2. 図面 ☐ 受理された ☐ 不足図面がある
3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であつてその後期間内に受理されたものの実際の受理の日（訂正日）	
4. 特許協力条約第11条（2）に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
5. 出願人により特定された国際調査機関 I S A ／	
6. ☐ 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない。	

国際事務局記入欄

記録原本の受理の日：

〔備考〕

- 1 願書のすべての用紙には、アラビア数字により 1 から始まる連続番号を用紙の上端又は下端の中央に記載する。
- 2 計量単位は、メートル法により記載する。
- 3 技術用語は、学術用語を用いる。
- 4 用語は、国際出願全体を通じ統一して使用されているものを用いる。
- 5 記載事項は、9 ポイントから 10 ポイントまでの大きさの文字（備考 21 において引用する様式第 1 の備考 12、15 においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦 0.21 cm 以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考 21 において引用する様式第 1 の備考 4 に定める要件を満たすもので記載する。
- 6 「出願人又は代理人の書類記号」の欄に記入するときは、ローマ字若しくはアラビア数字又はその双方からなる書類記号であつて、12 字を超えないものを記載する。
- 7 発明の名称は、短く、かつ、的確なものとする。
- 8 あて名は、慣習上の要件を満たし、郵便物が速やかに配達されるもの（国名から住居番号まで）を記載する。
- 9 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。」の前の□内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 10 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、代理人又は代表者を選任する場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載する。すべての出願人の代理人又は代表者を選任しない場合であつて、かつ、通知が送付されるあて名を記載するときは、「通知のためのあて名」の前の□内にレ印を付すとともに、通知が送付されるためのあて名を記載する。
- 11 「出願人登録番号」及び「代理人登録番号」の欄には、識別番号をなるべく記載する。
- 12 「優先権主張」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。
 - イ 先の出願が国内出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。
 - ロ 先の出願が広域出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局の名称を記載する。広域出願のうち、ARIPO 特許を先の出願とする場合には、その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の少なくとも 1 か国の国名を記載する。
 - ハ 先の出願が国際出願の場合には、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載する。
- 13 「照合欄」の欄中「本国際出願の言語」の項には、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「日本語」のように記載する。
- 14 日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月についての数字及び年についての数字をこの順序に従つて、日及び月について 2 桁のアラビア数字で表示し、年について 4 桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す（例えば 2003 年 6 月 28 日は「28.06.2003」）。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。
- 15 「出願人、代理人又は代表者の記名押印」の欄には、出願人が代理人又は代表者を選任した場合には、その代理人又は代表者が記名押印をする。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人が記名押印をする。
- 16 記載すべき情報のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、追記欄を用いて記載する。
- 17 コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次により作成する。
 - イ 願書の割り付け及び内容は、様式第 7 の形式と一致し、対応するページに同一の情報と実質的に同一の大きさの欄を設けなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 欄の番号及び項目は、そこに記入する情報がないときも、表示しなければならない。
 - ニ 受理官庁及び国際事務局の使用する欄は、印刷した様式と同じ大きさにしなければならない。
 - ホ 項目とその他の情報は、はつきりと区別しなければならない。
- 18 願書には、法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。
- 19 第 50 条の 3 第 2 項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。
 - イ 「照合欄」の 9. の□内にレ印を付し、磁気ディスクの種類及び数を記載し、10. の□内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。
 - ロ 「12. □ その他（書類名を具体的に記載）： 」の□内にレ印を付し、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」と記載し、その書面の数を記載する。
 - ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第 1 の備考 8 に従つて記載する。

（文例）

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

・

ニ 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。

- 20 手数料計算用紙において、法第 18 条第 1 項第 1 号の規定による手数料の納付について、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「1. 及び 2. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第 18 条第 1 項第 1 号の規定による手数料」の欄には見込額から納付に充てる手数料の額を記載し、「予納台帳番号」の欄には予納台帳の番号を記載する。特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「1. 及び 2. 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国内法）第 18 条第 1 項第 1 号の規定による手数料」の欄には納付すべき手数料の額を記載し、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。
- 21 その他は、様式第 1 の備考 1、2、4、9、10 から 15 まで、17、20 及び 21 と同様とする。